

確認テストchallenge②-Ⅲ(法規)

※令和2年1月1日現在において施行されている法令に基づいて出題しています。

※基準法の大改正に対応させるため法令集は必ず最新版を使用して下さい。

問題 1

次の記述のうち、建築基準法上、**正しい**ものはどれか。

1. 床が地盤面下であり天井の高さが4mの階で、床面から地盤面までの高さが1.2mのものは、「地階」である。
2. 建築物の構造上重要でない最下階の床のすべてを木造から鉄筋コンクリート造に造り替えることは、「大規模の修繕」である。
3. 天井面から55cm下方に突出した垂れ壁で、不燃材料で覆われたものは、「防煙壁」に該当する。
4. 火災により煙が発生した場合に自動的に閉鎖又は作動をする防火設備を、「特定防火設備」という。

問題 2

面積、高さ又は階数に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 延べ面積1,000㎡の建築物の電気設備室に設置する自家発電設備の設置部分の床面積が20㎡の場合、当該部分の床面積については、建築基準法第52条第1項に規定する容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない。
2. 国土交通大臣が高い開放性を有すると認めて指定する構造の建築物については、その端から水平距離1m以内の部分の水平投影面積は、建築面積に算入しない。
3. 前面道路の境界線から後退した建築物の各部分の高さの制限において、当該建築物の後退距離の算定の特例を受ける場合の「軒の高さ」の算定については、前面道路の路面の中心からの高さとする。

4. 建築物の屋上部分に昇降機塔及び装飾塔がある場合で、それらの水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の $\frac{1}{8}$ 以下のものは、階数に算入しない。

問題 3

建築物の用途変更に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。ただし、大規模の修繕又は大規模の模様替を伴わないものとする。

1. 建築主は、指定確認検査機関から建築物の用途の変更に係る確認済証の交付を受けた場合において、工事完了届については、建築主事に届け出なければならない。
2. 木造、延べ面積400㎡、地上2階建ての一戸建ての住宅の一部の用途を変更して、床面積100㎡の飲食店とする場合においては、確認済証の交付を受ける必要はない。
3. 原動機の出力の合計が3.0kWの空気圧縮機を使用する自動車修理工場において、その建築後に用途地域が変更されたため、原動機の出力の合計が現行の用途地域の規定に適合せず、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものについては、原動機の出力の合計を3.5kWに変更することはできない。
4. 延べ面積500㎡の共同住宅の用途を変更して、寄宿舎とする場合においては、確認済証の交付を受けなければならない。

問題 4

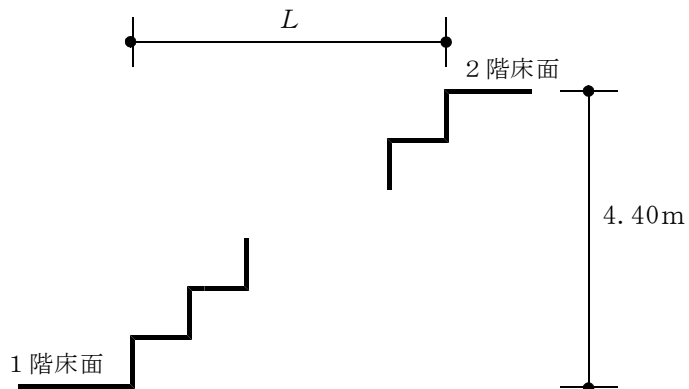
次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 都市計画区域内において、延べ面積250㎡、木造、地上2階建の助産所の屋根の過半を修繕する場合、確認済証の交付を受ける必要はない。
2. 特定行政庁は、指定確認検査機関から確認審査報告書の提出を受けた場合において、当該建築物の計画が建築基準関係規定に適合しないと認めるときは、当該建築物の建築主及び当該確認済証を交付した指定確認検査機関にその旨を通知しなければならない。
3. 特定行政庁、建築主事又は建築監視員は、指定確認検査機関に対して、建築物の敷地、構造、建築設備若しくは用途、建築材料等の受取若しくは引渡しの状況、建築物に関する工事の計画若しくは施工の状況又は建築物に関する調査の状況に関する報告を求めることができる。
4. 鉄道事業者は、鉄道の線路敷地内において、延べ面積50㎡、鉄筋コンクリート造、地上2階建の運転保安に関する施設を新設する場合、建築主事又は指定確認検査機関の確認を受ける必要はない。

問題 5

地上2階建ての事務所(2階の居室の床面積の合計が300㎡)に屋内階段(直階段)を設ける場合、図の L の値として、建築基準法に**適合する最小のもの**は、次のうちどれか。ただし、所定の階段と同等以上に昇降を安全に行うことができるものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いる階段ではないものとする。

1. 4.98m
2. 5.04m
3. 5.19m
4. 6.00m



問題 6

特殊建築物の用途等に応じ、耐火建築物等としなければならないとする規定に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 各階に就寝する機能を有するホテルと病院は、同一の要件が適用される。
2. 不特定多数の者が利用する博物館と飲食店は、同一の要件が適用される。
3. 延べ面積1,000㎡、地上3階建ての共同住宅で、防火地域及び準防火地域以外の区域内にあるものの主要構造部の構造方法にあっては、1時間準耐火基準に適合する準耐火構造とすることができる。
4. 劇場、映画館又は演芸場の用途に供する建築物で、主階が1階にないもの(階数が3以下で延べ面積が200㎡未満のものを除く。)の壁、柱、床、はり[・]にあっては、当該部分に通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後、特定避難時間構造耐力上支障のある変形、熔融、破壊その他の損傷を生じないものとする事ができる。

問題 7

避難施設等に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。ただし、避難上の安全の検証は行われていないものとする。

1. 体育館の体育室から地上に通ずる階段の部分には、非常用の照明装置を設けなくてもよい。
2. 延べ面積1,000㎡の地上3階建のダンスホールの階段の部分には、排煙設備を設けなくてもよい。
3. 地下街の各構えの居室の各部分から地下道(当該居室の各部分から直接地上へ通ずる通路を含む。)への出入口の一に至る歩行距離は、40m以下でなければならない。
4. 建築物の高さ31m以下の部分にある3階以上の各階において、道に面する外壁面に、直径1m以上の円が内接できる窓で、格子その他の屋外からの進入を妨げる構造を有しないものを当該壁面の長さ10m以内ごとに設けている場合においては、非常用の進入口を設けなくてもよい。

問題 8

建築基準法における防火、避難等の規定に関する次の記述のうち、**誤っている**ものはどれか。

1. 避難施設等の規定においては、「廊下、避難階段及び出入口」、「排煙設備」、「非常用の照明装置」、「非常用の進入口」、「敷地内の避難上及び消火に必要な通路等」について規定されている。
2. 屋上広場を避難の用に供することができるものとして設けることは、建築物の用途にかかわらず、求められていない。
3. 火災の種類として、「通常の火災」、「屋内において発生する通常の火災」、「建築物の周囲において発生する通常の火災」等を想定した規定が設けられている。
4. 防火区画検証法とは、開口部に設けられる防火設備の火災時における遮炎に関する性能を検証する方法をいう。

問題 9

次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。ただし、主要構造部については、「耐火建築物の主要構造部に関する技術的基準」に適合していないものとする。また、防火区画検証法による確認及び避難上の安全の検証は行われていないものとする。

1. 耐火構造の柱は、通常の火災による火熱が所定の時間加えられた場合に、構造耐力上支障のある変形、熔融、破壊その他の損傷を生じないものでなければならない。
2. 準防火地域内における共同住宅の屋根の構造は、市街地における通常の火災による火の粉により、防火上有害な発炎をしないものであり、かつ、屋内に達する防火上有害な熔融、亀裂その他の損傷を生じないものでなければならない。
3. 主要構造部を準耐火構造とした建築物の地上部分の層間変形角は、原則として、 $\frac{1}{200}$ 以内でなければならない。
4. 防火区画に用いる特定防火設備である防火シャッター等は、常時閉鎖若しくは作動をした状態にあるか、又は随時閉鎖若しくは作動をできるものでなければならない。

問題 10

建築設備に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 乗用エレベーターの**かご**には、用途、積載量及び最大定員を明示した標識をかご内の見やすい場所に掲示しなければならない。
2. 鉄筋コンクリート造、延べ面積1,000㎡、地上3階建ての病院において、全館避難安全検証法により、全館避難安全性能を有することが確かめられた場合、非常用の照明装置を設けなくてもよい。
3. 事務所の用途に供する建築物において、発熱量の合計が6kWの**こんろ**（密閉式燃焼器具等でないもの）を設けた調理室は、換気上有効な開口部を設けた場合であっても、換気設備を設けなければならない。
4. 延べ面積300㎡の飲食店に設ける所定の小荷物専用昇降機については、確認済証の交付を受けた後でなければ、設置の工事をすることができない。

問題 11

コンクリートの強度等に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. コンクリートのせん断の材料強度は、原則として、設計基準強度の $\frac{1}{10}$ である。
2. コンクリートの引張りの許容応力度は、原則として、せん断の許容応力度に等しい。
3. 軽量骨材を使用しないコンクリートの長期に生ずる力に対する付着の許容応力度は、異形鉄筋を用いた場合を除き、設計基準強度の0.7倍である。
4. コンクリートの短期に生ずる力に対する圧縮の許容応力度は、設計基準強度の $\frac{2}{3}$ である。

問題 1 2

限界耐力計算によって安全性が確かめられた建築物に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物の構造部分(所定のかぶり厚さとした場合と同等以上の耐久性及び強度を有するものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いる部材及び国土交通大臣の認定を受けた部材ではないものとする。)にあつては、鉄骨に対するコンクリートのかぶり厚さを、5 cm以上としなければならない。
2. 建築物の構造耐力上主要な部分に指定建築材料を用いる場合には、その品質が、指定建築材料ごとに国土交通大臣の指定する日本産業規格若しくは日本農林規格に適合するもの、又は指定建築材料ごとに所定の技術的基準に適合するものであることについて国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。
3. 高さ6 m、鉄筋コンクリート造の建築物に使用するコンクリート(軽量骨材は使用しないものとする。)の四週圧縮強度を、 $12\text{N}/\text{mm}^2$ 未満とすることができる。
4. 木造の住宅の構造耐力上主要な部分である筋かいのうち、地面から1 m以内の部分には、有効な防腐措置を講ずるとともに、必要に応じて、しるありその他の虫による害を防ぐための措置を講じなければならない。

問題 1 3

建築物を新築する場合、建築基準法上、**構造計算適合性判定の対象とならない**ものは、次のうちどれか。ただし、構造計算に関する高度の専門知識及び技術を有する者として所定の要件を備える者である建築主事又は確認検査員による審査は行われぬものとする。

1. 高さが60mを超える建築物で、荷重及び外力によって建築物の各部分に連続的に生ずる力及び変形を把握すること等の所定の基準に従った構造計算を行ったもの
2. 高さが31mを超え、60m以下の建築物で、保有水平耐力計算を行ったもの
3. 高さが31mを超え、60m以下の建築物で、限界耐力計算を行ったもの

4. 高さが31m以下の建築物で、許容応力度等計算を行ったもの

問題 1 4

都市計画区域内の道路等に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 地区計画の区域のうち、地区整備計画で建築物等の敷地として併せて利用すべき区域として定められている区域内の道路の上空においては、当該道路に係る地区計画の内容に適合し、かつ、所定の基準に適合するものであって特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める建築物については建築することができる。
2. 建築基準法上の道路に該当しない幅員 6 m の農道のみ 2 m 以上接する敷地における、延べ面積 150 m² の一戸建て住宅については、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める場合には建築することができる。
3. 都市再開発法による新設の事業計画のある幅員 8 m の道路で、2 年以内にその事業が執行される予定のものとして特定行政庁が指定したものは、建築基準法上の道路である。
4. 土地を建築物の敷地として利用するため袋路状道路を築造する場合、特定行政庁からその位置の指定を受けるためには、その幅員を 6 m 以上とし、かつ、延長を 35 m 以下としなければならない。

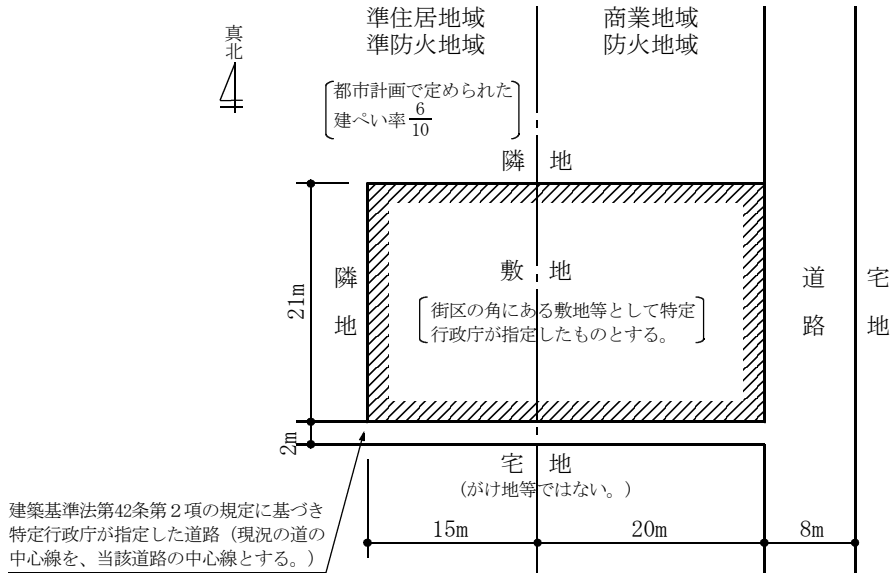
問題 1 5

次の建築物のうち、建築基準法上、原則として、**新築してはならない**ものはどれか。ただし、いずれの建築物も、各階を当該用途に供するものとする。

1. 第一種中高層住居専用地域内の「延べ面積 1,500 m² の 5 階建の保健所」
2. 準住居地域内の「作業場の床面積の合計が 100 m² で原動機を使用する 2 階建の自動車修理工場」
3. 第二種住居地域内の「延べ面積 400 m² の 2 階建のマージャン屋」
4. 商業地域内の「1 万個の工業雷管の貯蔵に供する平家建の倉庫」

問題 16

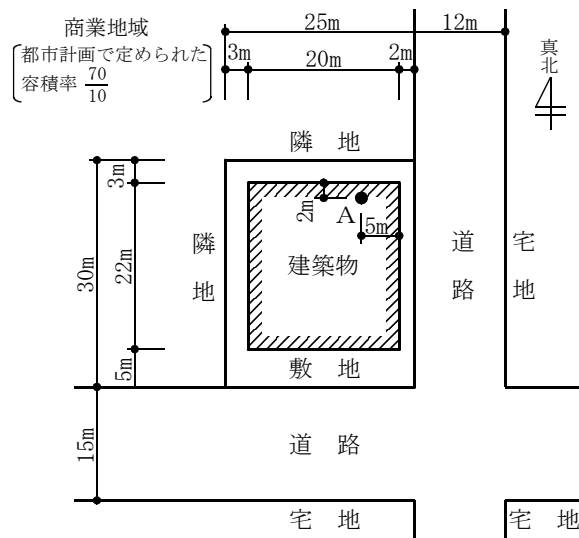
図のような敷地において、耐火建築物を新築する場合、建築基準法上、建築することができる**建築面積の最大のものは**、次のうちどれか。ただし、図に記載されているものを除き、地域、地区等及び特定行政庁の指定等はないものとする。



1. 580 m²
2. 610 m²
3. 640 m²
4. 672 m²

問題 17

図のように、敷地に建築物を新築する場合、建築基準法上、A点における地盤面からの**建築物の高さの最高限度**は、次のうちどれか。ただし、敷地は平坦で、敷地、隣地及び道路の相互間に高低差はなく、門、塀等はないものとする。また、図に記載されているものを除き、地域、地区等及び特定行政庁による指定、許可等並びに日影による中高層の建築物の高さの制限及び天空率に関する規定は考慮しないものとする。なお、建築物は、全ての部分において、高さの最高限度まで建築されるものとする。



1. 31.5 m
2. 36.0 m
3. 43.5 m
4. 51.0 m

問題 18

防火地域又は準防火地域内の建築物に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 防火地域内においては、延べ面積1,000㎡の機械製作工場は、主要構造部が「耐火性能に関する技術的基準」に適合するものとすることができる。
2. 準防火地域内においては、延べ面積500㎡、地上3階建ての事務所は、主要構造部が「主要構造部を準耐火構造とした建築物と同等の耐火性能を有する建築物の技術的基準」に適合するものとするすることができる。
3. 準防火地域内においては、延べ面積500㎡、地上2階建ての建築物は、外壁開口部設備に建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、当該外壁開口部設備が加熱開始後10分間当該加熱面以外の面(屋内に面するものに限る。)に火炎を出さないものとするすることができる。
4. 準防火地域内にある建築物で、外壁が耐火構造のものについては、その外壁を隣地境界線に接して設けることができる。

問題 19

建築基準法における再開発等促進区等内の制限の緩和等の規定により、特定行政庁が、あらかじめ、建築審査会の同意を得て、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて**許可することにより適用除外となる**ものは、次のうちどれか。

1. 建築物の各部分の高さ
2. 日影による中高層の建築物の高さの制限
3. 壁面線による建築制限
4. 建築物の容積率

問題 20

次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 建築基準法令の規定による指定確認検査機関の処分についての審査請求は、当該処分に係る建築物について建築確認をする権限を有する建築主事が置かれた市町村又は都道府県の建築審査会に対してするものとする。
2. 建築基準法の規定による許可には、建築物又は建築物の敷地を交通上、安全上、防火上又は衛生上支障がないものとするための条件等を付することができる。
3. 特定行政庁は、市街地に災害のあった場合において都市計画のため必要があると認めるときは、区域を指定し、災害が発生した日から3月以内の期間を限り、その区域内における建築物の建築を制限し、又は禁止することができる。
4. 建築物の建築、修繕、模様替又は除却のための工事の施工者は、当該工事の施工に伴う地盤の崩落、建築物又は工事用の工作物の倒壊等による危害を防止するために必要な措置を講じなければならない。

問題 21

次の記述のうち、建築士法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 延べ面積450㎡、高さ10m、軒の高さ9mの鉄筋コンクリート造の既存建築物について、床面積250㎡の部分で大規模の修繕を行う場合においては、当該修繕に係る設計は、一級建築士又は二級建築士でなければしてはならない。
2. 建築士は、工事監理を終了したときは、直ちに、その結果を工事監理報告書等により、建築主に報告しなければならない。
3. 一級建築士は、勤務先の建築士事務所の名称に変更があったときは、その日から30日以内に、その旨を、住所地の都道府県知事を経由して国土交通大臣に届け出なければならない。
4. 工事監理とは、その者の責任において、工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおり実施されているかいないかを確認するとともに、建築工事の指導監督を行うことをいう。

問題 2 2

次の記述のうち、建築士法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 一級建築士は、設計、工事監理、建築工事の指導監督等の委託者から請求があったときは、一級建築士免許証又は一級建築士免許証明書を提示しなければならない。
2. 設計受託契約又は工事監理受託契約を締結しようとするときは、委託者及び受託者は、国土交通大臣が定める報酬の基準に準拠した委託代金で当該契約を締結するよう努めなければならない。
3. 延べ面積200㎡の建築物の新築に係る設計受託契約の当事者は、契約の締結に際して、作成する設計図書の種類、設計に従事することとなる建築士の氏名及びその者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別、報酬の額及び支払いの時期、契約の解除に関する事項、その他所定の事項について書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。
4. 建築士法の規定に違反して一級建築士の免許を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者は、一級建築士の免許のみならず、二級建築士又は木造建築士の免許も受けることができない。

問題 2 3

次の記述のうち、建築士法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 二級建築士であっても、一級建築士を使用する者で所定の条件に該当する場合は、一級建築士事務所の開設者となることができる。
2. 一級建築士事務所に置かれる管理建築士は、一級建築士として3年以上の設計又は工事監理に関する業務に従事した後に所定の講習の課程を修了した建築士でなければならない。
3. 建築士事務所の開設者は、延べ面積が300㎡を超える建築物の新築工事に係る設計の業務については、委託者の許諾を得た場合においても、一括して他の建築士事務所の開設者に委託してはならない。
4. 建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準については、国土交通大臣が、中央建築士審査会の同意を得て、定めることができる。

問題 2 4

次の記述のうち、都市計画法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 開発許可を申請しようとする者は、あらかじめ、開発行為に関係がある公共施設の管理者と協議し、その同意を得なければならない。
2. 規模が1.2haの野球場の建設のための土地の区画形質の変更は、建築物の建築をともなわない場合であっても、原則として、「開発行為」である。
3. 都市計画区域について、都道府県は、都市計画に、文化財保護法の規定による「伝統的建造物群保存地区」を定めることができる。
4. 準都市計画区域については、都市計画に、「高度地区」を定めることができる。

問題 2 5

次の記述のうち、消防法上、**誤っている**ものはどれか。ただし、建築物は、いずれも無窓階を有しないものとし、指定可燃物の貯蔵及び取扱いは行わないものとする。

1. 延べ面積120㎡、地上2階建ての展示場については、消火器又は簡易消火用具を設置しなくてもよい。
2. 防火対象物が開口部のない防火構造の床又は壁で区画されているときは、その区画された部分は、消防用設備等の設置及び維持の技術上の基準の規定の適用については、それぞれ別の防火対象物とみなす。
3. 地上5階建ての図書館には、避難口誘導灯を設けなくてもよい。
4. 主要構造部を耐火構造とし、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料とした延べ面積1,500㎡の遊技場については、屋内消火栓設備を設置しなくてもよい。

問題 26

次の記述のうち、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」上、**誤っている**ものはどれか。

1. 床面積の合計が90㎡の公衆便所及び床面積の合計が2,000㎡の公共用歩廊を新築しようとするときは、いずれも建築物移動等円滑化基準に適合させなければならない。
2. 床面積の合計が2,000㎡の図書館を新築しようとする場合において、当該図書館に設ける階段のうち、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用するものは、踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとしなければならない。
3. 移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、幅を120cm以上とし、50m以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けなければならない。
4. 既存の特別特定建築物に、床面積の合計2,000㎡の増築をする場合において、道等から当該増築部分にある利用居室までの経路が1であり、当該経路を構成する出入口、廊下等の一部が既存建築物の部分にある場合には、建築物移動等円滑化基準における移動等円滑化経路の規定は、当該増築に係る部分に限り適用される。

問題 27

次の記述のうち、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」上、**誤っている**ものはどれか。

1. 建築主は、床面積の合計が250㎡である特定建築物以外の建築物の新築をしようとするときは、原則として、当該行為に係る建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画を所管行政庁に届け出なければならない。
2. 建築主は、特定建築行為をしようとするときは、原則として、その工事に着手する前に、建築物エネルギー消費性能確保計画を提出して所管行政庁の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない。

3. 建築主等は、エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等をしようとするときは、建築物エネルギー消費性能向上計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。
4. 所管行政庁は、特定建築物の建築主の基準適合義務の規定に違反している事実があると認めるときは、建築主に対し、相当の期限を定めて、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

問題 28

次の記述のうち、建築基準法及び建築士法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 一級建築士は、他の一級建築士の設計した設計図書の一部を変更しようとするときは、当該一級建築士の承諾を求め、承諾が得られなかったときは、自己の責任において、その設計図書の一部を変更することができる。
2. 構造設計一級建築士以外の一級建築士は、高さが60mを超える建築物の構造設計を行った場合においては、構造設計一級建築士に当該構造設計に係る建築物が建築基準法に規定する構造関係規定に適合するかどうかの確認を求めなければならない。
3. 構造設計一級建築士の関与が義務付けられた建築物については、工事監理において、構造設計図書との照合に係る部分についても、構造設計一級建築士以外の一級建築士が行うことができる。
4. 一級建築士定期講習を受けたことがない一級建築士は、一級建築士の免許を受けた日の次の年度の開始の日から起算して3年を超えた日以降に建築士事務所に所属した場合には、所属した日から3年以内に一級建築士定期講習を受けなければならない。

問題 29

次の記述のうち、関係法令上、**誤っている**ものはどれか。

1. 「屋外広告物法」に基づき、都道府県は、第一種中高層住居専用地域について、良好な景観又は風致を維持するために必要があると認めるときは、条例で定めるところにより、広告物の表示又は掲出物件の設置を禁止することができる。
2. 「駐車場法」に基づき、地方公共団体は、商業地域内において、延べ面積が2,000㎡以上で条例で定める規模以上の建築物を新築しようとする者に対し、条例で、その建築物又はその建築物の敷地内に駐車施設を設けなければならない旨を定めることができる。
3. 「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」に基づき、地方公共団体は、自転車等の駐車需要の著しい地域内で条例で定める区域内において、スーパーマーケット等自転車等の大量の駐車需要を生じさせる施設で条例で定めるものを新築しようとする者に対し、条例で、当該施設若しくはその敷地内又はその周辺に自転車等駐車場を設置しなければならない旨を定めることができる。
4. 「特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法」に基づき、航空機騒音障害防止特別地区内においては、所定の防音上有効な構造とすることにより、同法による都道府県知事の許可を受けずに高等学校を新築することができる。

問題 30

建築物の容積率及び建蔽率に関する次の記述のうち、「建築基準法」又は「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」上、**誤っている**ものはどれか。

1. 特例容積率適用地区内の2以上の敷地に係る土地の所有者等は、特定行政庁に対し、当該2以上の敷地のそれぞれに適用される特別の容積率の限度の指定を申請することができる。
2. 地方公共団体は、周囲の地面と接する位置の高低差が3mを超える住宅の容積率の算定に当たり、土地の状況等により必要と認める場合においては、条例で、区域を限り、一定の範囲内で、地盤面を別に定めることができる。
3. 建築物の敷地及び建築物が防火地域及び準防火地域にわたる場合において、当該建築物が耐火建築物であるときは、準防火地域内にある建築物の部分は、建蔽率の緩和の対象とならない。
4. 建築物特定施設の床面積が高齢者、障害者等の円滑な利用を確保するため通常の床面積よりも著しく大きい建築物で所定の基準に適合するものは、特定行政庁の許可により容積率の限度を超えるものとすることができる。